松江市告示第 127 号

松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金交付要綱(令和3年松江市告示第266号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前		
(補助の対象等)		(補助の対象等)		
第2条 略		第2条 略		
略		略		
終期 <u> </u>		終期 令和5年3月31日		
略		略		
(交付の申請等)		(交付の申請等)		
第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申		第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申		
請書は、 <u>令和5年9月30日</u> までに提出しなけ		請書は、 <u>令和4年9月30日</u> までに提出しなけ		
ればならない。		ればならない。		
2 略		2 略		
様式第1号(第6条関係)		様式第1号(第6条関係)		
補助金交付請求書		補助金交付請求書 年 月 日		
年月日 (あて先)松江市長		年 月 日 (あて先)松江市長		
<u>住 所</u> <u>補助事業者</u> <u>氏名又は団体名</u> <u>及び代表者氏名</u>		<u>住所</u> 氏名		
略		<u> </u>		
略		略		
 補助金 の	E付決定額 円 円	 補助事業 の	交付決定額	円
<u> </u>	で付確定額 円	<u> </u>	交付確定額	円
略		略		
略		略		

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。